

塩尻市農業公社が所有する小型農業機械の貸出等に係る規程（内規）

一般社団法人塩尻市農業公社設置 平成23年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、遊休荒廃農地の解消や農地の有効利用を図るために、一般社団法人塩尻市農業公社（以下「公社」という。）が所有する小型農業機械を、農作物生産者（市民農園利用者を含む。）に貸出すことにより、農業機械取得の負担軽減を図るとともに、農作物自給率の向上、農業環境の改善及び農業の振興に寄与することを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 農業機械の貸出を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）市内に農地を所有している者
- （2）市内に農地を借りている者
- （3）その他、理事長が特に必要と認める者

（貸出申請）

第3条 農業機械の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出を希望する日の2日前までに農業機械貸出申請書（別紙様式）を公社に提出しなければならない。

（貸出許可）

第4条 公社は、前条の申請書の提出があった場合、内容を審査し、支障がないと認めるときは、農業機械貸出許可書（別紙様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 貸出の許可は、申請を受け付けた順序により行うものとする。
- 3 公社は、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときには、貸出を許可しない。
 - （1）農業機械を損傷する恐れがあると認められるとき。
 - （2）その他、甲が不相当と認めるとき。

（目的外利用の禁止）

第5条 農業機械の貸出許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（貸出許可の取消し）

第6条 公社は、利用者がこの規程に違反したときは貸出許可を取り消すことができる。

- 2 公社は、前項の貸出許可の取消しによって利用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（貸出期間及び方法）

第7条 貸出期間は、1日間とする。ただし、公社が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

- 2 貸出は、使用当日に、公社が指定する時間及び場所に利用者が取りにくるものとする。
- 3 返却は、農業機械を十分清掃し、手入れ点検を行った後、公社が指定する時間及び場所

に利用者が返却するものとする。

4 農業機械の運搬を希望する利用者にとっては、その方法等については、公社と協議の上、決定するものとする。

(貸出機械及び貸出料金)

第8条 貸出する農業機械の種類及び貸出料金は別紙のとおりとする。

(貸出料金の支払い等)

第9条 公社は、利用者に対して貸出料金を請求し、利用者は公社が指定する口座へ入金するものとする。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 農業機械を利用するに当たって、善良な管理を行うこと。
- (2) 作業を行うときは事故及び怪我には十分注意をすること。
- (3) 作業者に傷害保険等を掛けるなど、事故等に備えること。
- (4) 農業機械の利用により生じた事故等について、一切の責任を負うこと。

(損害の負担)

第11条 貸出した農業機械に損害を与えた場合で、利用者の責めに帰すべき原因によるものは利用者が、その他やむを得ない原因によるものは公社が、それぞれ負担するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。